

# 教育委員会会議録

( 定例会 )

令和5年5月25日開催

さいたま市教育委員会

- |   |          |   |   |  |
|---|----------|---|---|--|
| 1 | 期        | 日 | 令和5年5月25日(木)  |  |
| 2 | 場        | 所 | 教育委員会室  |  |
| 3 | 開        | 会 | 午後2時00分   |  |
| 4 | 出席委員     |   | 教 育 長<br>教育長職務代理者<br>委 員<br>委 員<br>委 員<br>委 員                                     | 細 田 眞由美<br>大 谷 幸 男<br>石 田 有 世<br>武 田 ちあき<br>武 川 行 秀<br>池 田 一 義                   |
| 5 | 議場に出席した者 |   | 副教育長<br>管理部長<br>学校教育部長<br>生涯学習部長<br>学校教育部参事兼教職員人事課長<br>教育総務課長<br>教職員給与課長<br>指導2課長 | 栗 原 章 浩<br>高 木 泰 博<br>野 津 吉 宏<br>辻 美由紀<br>高 山 裕 子<br>小 出 博 康<br>木 村 哲 也<br>青 木 貴 |
| 6 | 会議録署名委員  |   | 武 川 行 秀   |  |

## 7 議事等の概要

- 細田教育長                    それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。  
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。
- 書記                            1名おります。
- 細田教育長                    本日は、会議の傍聴を希望する方がいらっしゃいますが、許可してよろしいでしょうか。
- 各委員                         <異議なし>
- 細田教育長                    本日の会議録の署名委員は、武川委員にお願いいたします。  
本日の議案については、報告第16号、第17号、議案第43号は人事に関する案件であることから、非公開とすることをお諮りしたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。
- 各委員                         <異議なし>
- 細田教育長                    それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、本日の議案は報告第15号を除き、非公開となります。  
会議の順番ですが、報告第15号から第17号、続いて議案第43号の順に審議することといたします。また、報告第16号と第17号は内容が関連しておりますので、所管課からの説明は一括して行うことといたします。
- 報告第15号                    さいたま市教育委員会事務局等の職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
- 細田教育長                    それでは、議案第15号について事務局から説明をお願いします。
- 教育総務課長                   報告第15号「さいたま市教育委員会事務局等の職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を御説明いたします。  
資料の2ページを御覧ください。この報告第15号は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがないので、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条の規定により、令和5年5月1日付けで臨時代理した件につきまして、御報告させていただくものでございます。

資料の3ページを御覧ください。改正の理由としましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策として接触率の低減を図ることを目的とした、早出遅出勤務制度について、特例として時間帯と事由を拡大し運用していたものを、この度の同感染症の感染症法上の位置付け変更に伴い改正するものであり、市長部局における表記との整合を図るものでございます。

改正の内容は、時間帯を特例運用前の取扱いとする一方、職員の柔軟な働き方に資すると所属長が認める場合には、「育児」「介護」「障害」などの具体的な事由を問わず利用できるとするものでございます。

説明は以上となります。

細田教育長                   何かありますか。

大谷委員                   今御説明いただいた内容の繰り返しになってしまう点もあるかと思いますが、改正前の条文から改正後の「職員の柔軟な働き方に資するもの」という表現になった考え方を、その変更内容を分かりやすく御説明いただけますようお願いいたします。

教育総務課長               今回の改正に伴う変更は2点ございます。

1点目は、新型コロナウイルス感染症への対応ということで、時差出勤の時間帯を大幅に拡大していたものを、通常的时间に戻したということでございます。これまでは勤務開始時間が一番早い時間帯が7時00分、遅い時間帯が11時00分勤務開始となっております。これを、新型コロナウイルス感染症対応前の時間帯である、早い時間帯は7時30分、遅い時間帯は9時30分勤務開始に戻したということでございます。

2点目は、早出遅出勤務制度の活用については「育児」「介護」「障害」という事由によって認められていたものでありますが、職員の柔軟な働き方、職員のライフスタイルに合わせた働き方ができるように事由を制限することなく使えるよう、より働きやすくしたということでございます。

石田委員                   早出勤務をした場合には、退庁時間も早くなるものでしょうか。

教育総務課長               早出勤務の場合には、退庁時間も早くなります。勤務時間が7時間45分であることに変わりありません。

池田委員 働き方改革の一環として当然にあるものであると認識しておりますが、この改正が緊急に処理する必要があるとしている経緯、事情等はどうのようなものなのでしょうか。

教育総務課長 令和5年5月8日付けで新型コロナウイルス感染症の位置づけが、これまでの2類相当から「5類感染症」になりましたので、この変更に対応をするためでございます。

細田教育長 他に何かありますか。  
それでは、この件は終了といたします。ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。また、傍聴の方に申し上げます。先ほど決まりましたとおりここからの審議につきましては、非公開となりますので御退室ください。

報告第16号 さいたま市教職員の人事について  
報告第17号 さいたま市教職員の退職手当について  
＜非公開案件につき内容は省略＞

議案第43号 さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会委員の任命について  
＜非公開案件につき内容は省略＞  
＜議案は原案どおり可決＞

以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。

これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

8 閉 会 午後2時24分